

諮問事項

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案の概要

- 1 改正理由
- 国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。
- 2 主な改正内容
- (1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等を次のように改めること。(第3条第1項、第5条から第6条まで、第7条の2から第8条まで、第9条の2関係)

区分		改正後	改正前
		平成31年度分以降	平成30年度分まで
基礎課税額	所得割額	5.85%	5.69%
	均等割額	25,500円	25,300円
	平等割額	23,400円	24,400円
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	1.64%	1.52%
	均等割額	7,000円	6,700円
	平等割額	6,600円	6,700円
介護納付金課税額	所得割額	1.34%	1.22%
	均等割額	7,600円	7,200円
	平等割額	[4,700円]	4,700円

[]は改正なし。

- (2) 低所得世帯に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。(第23条第1項関係)

区分		改正後	改正前
		平成31年度分以降	平成30年度分まで
基礎課税額	7割軽減	17,850円	17,710円
	5割軽減	12,750円	12,650円
	2割軽減	5,100円	5,060円
後期高齢者支援金等課税額	7割軽減	4,900円	4,690円
	5割軽減	3,500円	3,350円
	2割軽減	1,400円	1,340円
介護納付金課税額	7割軽減	5,320円	5,040円
	5割軽減	3,800円	3,600円
	2割軽減	1,520円	1,440円

資料 2

- (3) 低所得世帯に係る世帯別平等割額の減額について次のように改めること。(第 23 条第 1 項関係)

区分			改正後	改正前
			平成 31 年度分以降	平成 30 年度分まで
基礎課税額	7 割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	16,380 円	17,080 円
		特定世帯	8,190 円	8,540 円
		特定継続世帯	12,285 円	12,810 円
	5 割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	11,700 円	12,200 円
		特定世帯	5,850 円	6,100 円
		特定継続世帯	8,775 円	9,150 円
	2 割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,680 円	4,880 円
		特定世帯	2,340 円	2,440 円
		特定継続世帯	3,510 円	3,660 円
後期高齢者支援金等課税額	7 割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,620 円	4,690 円
		特定世帯	2,310 円	2,345 円
		特定継続世帯	3,465 円	3,517 円
	5 割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,300 円	3,350 円
		特定世帯	1,650 円	1,675 円
		特定継続世帯	2,475 円	2,512 円
	2 割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,320 円	1,340 円
		特定世帯	660 円	670 円
		特定継続世帯	990 円	1,005 円
介護納付金課税額	7 割軽減		[3,290 円]	3,290 円
	5 割軽減		[2,350 円]	2,350 円
	2 割軽減		[940 円]	940 円

[] は改正なし。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。